

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 29 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2007 年 11 月 12 日 (月) ~ 11 月 16 日 (金)

場所 : バート ノイエンアール (ドイツ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B: 食物繊維含有量について)
4.	グルテンフリー食品に関する規格改訂案
5.	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト改訂原案
6.	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 (ステップ 4)
7.	栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用
8.	表示を目的とした栄養素参照量の追加又は改訂に関する討議資料
9.	栄養的特性と食品安全に関する生産及び加工基準に関する討議資料
10.	必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則を改正するための新規作業の提案に関する討議資料
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

第 29 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の主な検討議題

日時 : 2007 年 11 月 12 日（月）～11 月 16 日（金）

場所 : パート ノイエンアール（ドイツ）

主要議題の検討内容

議題 3. 栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案（Part B：食物繊維含有量について）（ステップ 7）

第 27 回会合において規格案として合意された食物繊維の定義に対し、第 28 回会合において、WHO より、新たな定義案（基本的に植物由来のものであって、消化性の可否によらない、3 糖類など合成されたものや低分子のものは除く、など）が提案された。これを受けて、本件についてはステップ 6 として、再度、各国のコメントを募集する形で議論が継続されることとされていたもの。

我が国の栄養表示基準の制度との整合性も考慮しつつ、現行定義案を支持する方向で対応したい。

議題 6. 健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案（ステップ 4）

健康強調表示は、栄養素及びその他の成分と健康状態の関係について述べた表示である。前回会合において、本文書は、食品及び食品成分のみが対象であり、食事全体は対象としないことが確認されたが、検討時間が十分になかったことから、引き続きステップ 4 として持ち越されていたもの。

我が国においては、健康強調表示に関わる制度として、保健機能食品制度を施行しているところであることから、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、各国の取り組み状況や国際的な動向等に留意し対応したい。

議題 7. 栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用（ステップ 4）

各部会において関連する分野に適用するリスク分析の指針を策定すべきとの総会の要請に対応し、CCNFSDU に適用されるリスク分析の原則案を作成することが前回部会において合意され、本年 7 月に開催された第 30 回コーデックス総会で新規作業として正式に承認されたもの。

オーストラリアが中心となって作成した原案が回付されており、この中では、栄養学的リスク分析の対象、用語の定義及び栄養学的リスク分析の 3 要素（リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーション）における原則等が提案されている。

また、タイトルの検討と関連し、CCNFSDUでの作業のみに適用する原則を作成するのか、CCNFSDUに承認を求める文書の作成作業にも適用する原則を作成するのかの検討を行うこととされている。

コーデックスで適用されるリスク分析の作業原則との関係に留意しつつ、栄養に関するリスク分析の特性を踏まえた内容の文書が策定されるよう対応したい。